

四日市市告示第 530 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和3年 11月 18日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 点 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	ときわ68号線	ときわ四丁目501-14 ときわ四丁目501-10	6.0~11.5	50.9
2	追分13号線	追分一丁目2330-7 追分一丁目2330-11	6.0~13.2	42.8
3	波木45号線	波木町字東亀ヶ谷337-5 波木町字東亀ヶ谷348-22	6.0~13.0	110.3
4	波木46号線	波木町字東亀ヶ谷337-8 波木町字東亀ヶ谷337-9	5.0~12.0	31.1
5	波木47号線	波木町字谷口572-14 波木町字谷口572-10	6.0~13.0	81.1
6	生桑127号線	生桑町字桑花4-1 生桑町字桑花4-5	5.0~7.8	31.1
7	蒔田36号線	蒔田四丁目409-4 蒔田四丁目409-1	6.0~9.6	52.6
8	蒔田37号線	蒔田四丁目409-8 蒔田四丁目409-5	6.0~13.1	52.6